特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況 (令和5年度)

法 人 名	中央職業能力開発協会		艮拠法令名		能力開発促進法	, ,-&	フて相等監督状化(节件		1 目目 シナー		
1. 法人の概要					業務の		要	区成10年7月31日民	间依人化)		
	1 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡 2 事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修 3 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報 4 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究 5 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力 6 その他の職業能力の開発の促進に関し必要な業務 7 技能検定試験に関する業務の一部										
	役・職員数		理事長等		理事		監事		職員		
	常勤			1 人		1 人	0 人		11	15 人	
2.事業	非常勤			3 人		30 人	2 人	Alabam A Just-L		2 人	
(1)運営費、補助金等		4	令和 5 年度(A)		令和4年度(B)	令和4年度比又は令和4年 度差(A/B, A-B)	(取組を行って	の低減化措置の取組の 「いない場合、補助金等 いない場合、その理由」	等割合	
	総収入額		36. 4	億円	35. 7	億円	0.7億円	① 補助事業の	段階的廃止		
	補助金等収入額(①)		22.4	億円	21. 7	億円	0. 7億円	技能検定の活用 踏まえ必要な経 く既定経費につ	はでい版(2014)においる は進が盛り込まれたこ でででは、 では、 で成26年度と は、 ででは、 でがしたが、 これ では、 で成26年度と でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でいては、 平成26年度と でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ でが、 とれ とれ でが、 とれ とれ とれ とれ とれ とれ とれ とれ とれ とれ とれ とれ とれ	ことを れを除 と同額	
	事業による自己収入額(②)		14.0	億円	14.0	億円	0億円	② 自主事業に	よる自己収入の拡大等	ï	
	①/②×100 (%)		160. 0	%	155. 0	%			でのうち各種試験受検 己収入の拡大に努めた		
	経常的運営費用(③)		35. 0	億円	35. 0	億円	0億円	3 その他			
	①/③×100 (%)		64. 0	%	62. 0	%		委託費が含まれ	類に本来的業務以外の ているため、経常的近 力金の割合は、令和5年	運営経	
(2), (3)	制度的独占となる事務・事業の			(有・無) 無							
制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事 務・事業名及び理由				(-1-26 -1-14 6)						
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事 務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由				(理由)						
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事 務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措 置の有無、内容(行っていない場合はその理由)			(内容)							
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊 害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)				(有・無) (内容)						
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独 占となっている場合、その内容				事務事業は技能検定制度全体でみると実態上独占に近い状況にある。						
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独 占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措 置の有無、内容(行っていない場合はその理由)				(有・無) 有 作成した試験問題の販売については、中央職業能力開発協会が都道府県職業能力開発協会にのみ行っているものであり、かつ、受検手数料については、地方公司 団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)において標準額が定められていることから、上記の実態上の独占が理由で受検者の不利益になるようが 弊害は生じない。					方公共 が定め	
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有	無		有	Ī	手数料	等対価の額、 算定根拠のイ の公表の有無	ンターネットで	有		
	名称(法令等に基づく検定等に ※)	名称(法令等に基づく検定等には ※ ※)		対価の額			定根拠(法令等に基	づく検定等につい	ては決定方法を付記)		
	技能検定実技試験問題 技能検定学科試験問題 技能検定採点基準	* * *	※ (1部あた		り) 640 円	(21	(決定者) 中央職業能力開発協会理事長(決定方法) 技能検定試験問題等頒布規程に基金要した費用に相当する額を算定の上			作成に	
	対価を徴収する事務・事業の区 の有無	対価を徴収する事務・事業の区分経理			有		支状況のインターネットで <i>0</i>	公表の有無 有			
	対価を伴う自主事業の有無	ŧ		有	Ĩ		 法人における純利益	56, 478, 238	円		
(5)検査等の事務事業			法令等	に基っ	づく検査等の基準の	内容			規定方法		
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注				無			の外注金額		円	
	外注しなければならない理由 外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有 無と内容 (内容)			美)							
(7)事務・事業の公正性の担保 措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容 (なければその理由) (内容			内容)	無) 有 技能検定試験に関する業務に従事する役職員については、守秘義務が課され、協会に職員就 業規則及び倫理規定を設け、遵守している。						
	(有・ 役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由) (内容				技能検定試験に関する業務に従事する役職員は、法令により守秘義務が課されるとともに、						

3. 機関 (1)役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由					
	役員の定数		会長1 理事長1 常勤の理事5以内 非常勤の理事40以内	上限と下限の幅がある場合はそ 、幅	の				
	役員の選任は公正かっ ているか	自主的な方法によって行われ	,役員は、法令及び定款によ きるという観点から、公正:	り総会において選任することとして かつ自主的に選任される。	ており、事務・事業を適正かつ効率的に運営で であり、事務・事業を適正かつ効率的に運営で				
	役員の任期		会長2 理事長2 年 理事2	2年以外の任期としている場合 その年数、理由	(年数) 年 (理由)				
	在任年齢に関する規定	 ごの有無	有	規定の内容	会長・理事長70歳 理事65歳				
					常勤				
	役職名	氏 名	当初就任年月日 令和4年7月1日	前 職	前々職非常				
	会長 理事 特定企業関係者、所管 (比率) (理由) 役員報酬の支給基準の		令和2年8月1日 令和2年8月1日 その比率及び理由 %	1/2超の場合、その比率と理由 (比率) (理由) 有	る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が % ・ネットによる公表の有無				
	役員報酬規程に規定し	役員報酬の支給基準の内 ている。	容	役員の退職金の決定方法 役員退職規程に規定している。					
	役員会規程の有無		役員会の成立要件	役員会における議決要件 出席した役員の議決権の過半数で議決					
(2)監査役員	有 名 監査役員選任規程の 有	t員の2分の1以上の出席で成立 で無	有	出席したる。 選任規程がない場合、その理由	役員の議決権の過半数で議決				
	監査役員の選任は公正		・ 監事は、法令及び定款によ	り総会において選任することとして	■┃ ており、事務・事業を適正かつ効率的に運営で				
	われているか 関係府省以外の	の者及び外部の者を登用してV	きるという観点から、公正 いない場合、その理由						
					(年数) 年				
	監査役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合 その年数、理由	(理由)				
	在任年齢に関する規定	の有無	有	規定の内容	監事65歳				
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前聯	前々職 常勤・非常勤				
	監事	増田 勉 横山 敬一郎	平成25年8月1日 令和4年7月1日	トピー実業株式会社相談役株式会社フクダ・アンド・パートナーズ	トピー実業株式会社取締相談役 非株式会社東京交通新聞社代表取締役社長 非				
	監査役員報酬の支給基 有無	'Н	一般への閲覧提供の有無		-ネットによる公表の有無 有				
	役員報酬規程に規定し	監査役員報酬の支給基準の ている。	内容	監査役員の退職金の決定方法 役員退職規程に規定している。					

(3)社団的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容						総会等における議決要件の有無と内容						
	(有・無) 有					(有・無) 有							
	(内容) 会員総数の2分の1以上の出席で成立			第で成立				した会員の議決権の過半数の賛成で議決					
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成					``							
	(有・無) 有												
	(内容) 書面をもって議決権の行使を他の会員に委任した会員は出席者とみなし、構成員の意思を反映させたものとしている。												
(4)評議員会等	(, , , , ,			ミ績評価の実施状況				会等の構成員			7容		
							(有・無) 有						
		業能力検定に関する 等を受けている。	学職経り	険者からなる8名の参	与により						聞いた上で選任する		
		構成員の役員兼任の				こととなっており、公正に選任されている。 役員を兼ねている場合、その構成比率(兼務の役員数							
	有無						一字 議員会等の構成員数×100)				%		
	評議員会等の権 している場合、	構成員が役員を兼任 その理由											
	評議員選任規程の有無			有			左の規程がない場合、その理由						
	評議員定数		10人以	0人以内			限と下限の幅がある						
	評議員任期		2				年以外の任期として の年数、理由	いる場合、	(年数)		年		
	在任年齢に関す	る規定の有無		有		規	 規定の内容		参与65歳				
								の場合、その					
	(比率)												
	(理由) 評議員会規程 の有無												
		参与の2分の1以上の				出席した参与の過半	- 数の替成で語	卷決					
4. 財務及び会計			шлп Сл				その他法人の特性に			かつ標 公益	注法人会計基準		
(1)会計基準の適用(2)余裕金の運用	企業会計原則の	の額及び具体的な	(全裕》	有 (裕金の額) 939,749,815			準的な会計基準名						
	運用方法	VINCO A HABITA	方法) 一部について国債により運										
(3)長期借入金	長期借入金の有無 無						長期借入金の返済計画の有無						
	長期借入金の確実な返済計画の内容												
(4)引当金・特別法上の引当金	日当金・特別法上の引当金等の額 引当金・特別法上の引当金等の類 (公表していない場合その理由)								「無				
	退職給付引当金	981, 457, 100		円	(有無)	有	(公衣し	こくいない場合	すての理田)				
(5)公認会計士監査	収支決算額	37.8 億円	D 支海	算額が50億円以上の治 第額が50億円以上の治	(理由)	ナス小認合	計十監査の実施の有	1111			有		
		公認会計士監査を実施していない			-> =		h1 — III 12 12 22 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24	, m					
5. 株式の保有等	<i></i>	C会社等への基金拠		無			公益法人、株式会社	上等への出資の	の有無		無		
(1)基金拠出又は出資		合業務として行う場 の有無		無			財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無			無			
(2)事業報告書への記載状況	事業報告書へ	間接出資分を含め法	人によ	る出資比率・議決権は もの	七率が2(0 %以上の	法人の委託先で、	当該法人から	の収入の割 ^ん の	合が2/3以	人上となっているも		
	名称												
	所在地 資本金												
	事業内容												
	役員の状況												
	従業員数												
	持ち株比率 法人との関係												
6. 情報公開 (1)法人における業務及び財務 等に関する公表	W/C V/K/K			法人における業務及 等に関する資料の5	び財務 年間の	同資料の	一般の閲覧の有無	同資料のイ		公表してレ	いない場合その理由		
			_	備え付けの有領	無	,,,,,,,			公表の有無				
	定款			有			有	1					
	役員名簿 組合員等名簿			有			有 有						
	組合員等名簿 事業報告書・附属説明書類			有 有				有 有 有					
	損益計算書又は収支計算書			有		有		有					
	貸借対照表			有			有		有				
	法律上作成が義務付けられている財産目録 及び決算報告書			有			有	1	Ī				
	監事の意見書			有			有		有				
	事業計画書 収支予算書			有 	有		有 有	有					
	以 人 / 异官			H	有			有					

(2)所管官庁における業務及び 財務等に関する公表		所管官庁における所管法人 の業務及び財務等に関する 資料の備え付けの有無	無い場	∳合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理 由			
	定款	有			有				
	役員名簿 組合員等名簿	有 有			有有				
	事業報告書・附属説明書類	有有			有				
	損益計算書又は収支計算書	有			有				
	貸借対照表	有			有				
	法律上作成が義務付けられている財産目録 及び決算報告書	有			有				
	監事の意見書 事業計画書	<u>有</u> 有			<u>有</u> 有				
	事業可 興音 収支予算書	有			有				
		所管官庁における所管法人 に関する事項のインター ネットによる公表の有無	公表していない場合その理由		所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 ((一部のみ実施の場合も含 む))			
	名称	有			有				
	所管する部局(担当局担当課等)の名称	有			有				
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有			有				
	設立年月日	有			有				
	代表者の職名及び氏名	有			有				
(3) 所管官庁におけるホーム	主な目的及び事業 最新の業務及び財務等に関する資料	有			有 有				
ページ掲載	制度的又は実態的に独占となっている事務 事務・事業の内容及び根拠法令	・事業を行っている法人につ	いて、当該						
	補助金等の交付を受けている法人について 象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び	び年間収入に対する割合	額、交付対	相					
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の 公表している								
	退職公務員の履歴	7工では日		公衣していない場合、での理由					
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に 職者の状況についての公表の有無	就いている退職公務員及び当	i該法人の退	***					
	公表している	5主な項目		公表していない場合、その理由					
7. 基準の運用に当たって所管 府省に求められる措置等 (1)指導監督の実績等		有 指導監督の実績及びそ の)主な内容	2 - (1) 自前収入を増加さ	せるため、事業の見直し	- 等を行うよう指導			
(1) 指导監督の美順等	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有							
	基準7(1)のただし書き該当法人に対す る法人の特性を踏まえた適切な指導監 督の実施の有無	指導監督の実績及びその)内容						
	基準7(1)のただし書き該当法人に対す る法人の特性を踏まえた指導監督の状 況及び結果の公表の有無								
(2)所管法人の事務事業の見直 し	所管官庁による法人の事務・事業の見 直しの有無	有 無い場合、その理由							
		有 無い場合、その理由							
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	無い場合、その理由				and and a History of Live			
	政策評価を 活用しつ つ、3~5	無		法律の改廃を含めた 措置の実施の有無	無無	所要の措置の結果 の公表の有無			
	年を目途に 定期的、全 般的な見直 し し ととの必要性(特に事務・事 で外注している場合、そ 務・事業をなぜ当該法人が行 ければならないか)	の事無			無				
	法人が制度的に独占となる事 事業を行っている場合、制度 占の継続の必要性								
	法令の規程に基づく検査関連 の場合、手続の簡素化、事業 よる自己確認への移行の可能性								
	その他	無			無				
	指導監督上補足すべき	事項(指導監督基準の例外と	している事項	項及びその理由 等)					